

# 環境放射能水準調査等の概要について

平成23年10月29日 環境森林部

## 1 経緯

- ・ 昭和62年度から文部科学省の委託を受け、環境放射能水準調査を実施
- ・ 福島第一原子力発電所事故に伴い、国のモニタリング強化依頼に基づき、空間放射線量率の測定、降下物(雨水、ちり)及び上水の放射能核種分析を実施

## 2 監視体制

- ・ 事故発生後、モニタリングポスト(宇都宮市:県保健環境センター)による24時間監視開始
- ・ 県独自の取組として、サーベイメータによる空間放射線量率の測定を県内6地点(那須町、日光市、真岡市、小山市、那珂川町、佐野市)に拡充、地上(50cm、1m)の高さでも測定
- ・ 今後は、県内全市町にモニタリングポストを設置し、リアルタイムで空間放射線量率の測定結果を公表予定

## 3 調査結果

### (1) 空間放射線量率

- ・ 宇都宮市における平成17～21年度の平均値は0.034マイクロシーベルト/時(最高値:0.067マイクロシーベルト/時)
- ・ 事故直後は、宇都宮市で最大値1.318マイクロシーベルト/時、那須町で1.75マイクロシーベルト/時と高い値が観測されたが、その後徐々に低下、現在は低位で安定
- ・ 現在の宇都宮市の値は、ほぼ平常時の範囲に復帰

### (2) 降下物の放射能核種分析(採取:宇都宮市)

- ・ 平成17～21年度の月間降下物の放射性セシウム(137Cs)の最高値は0.23メガベクレル/km<sup>2</sup>(最小値:不検出)
- ・ 3月21日～22日にかけて、降雨の影響もあり、放射性ヨウ素(131I)の濃度が25,000、23,000メガベクレル/km<sup>2</sup>と上昇したが、その後激減し、放射性ヨウ素は4月2日以降不検出、放射性セシウムは微量又は不検出

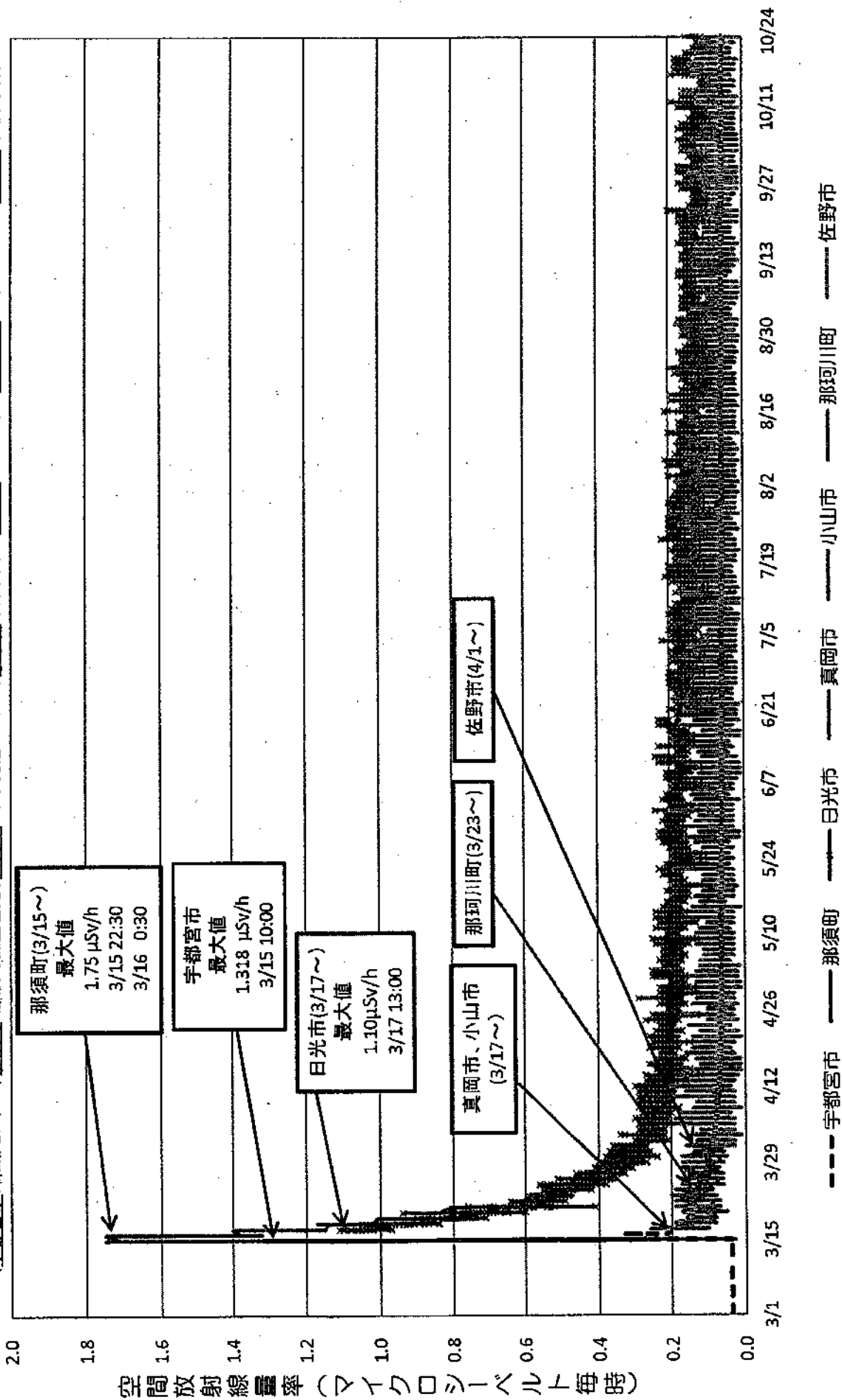
### (3) 上水の放射能核種分析(採取:宇都宮市)

- ・ 平成17～21年度の放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出
- ・ 3月24日、放射性ヨウ素が108ベクレル/kgと食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定規制値(100ベクレル/kg)を超過し、摂取制限を要請
- ・ 放射性ヨウ素は5月6日以降不検出、放射性セシウムは微量又は不検出

測定:平成23年3月1日～10月24日現在

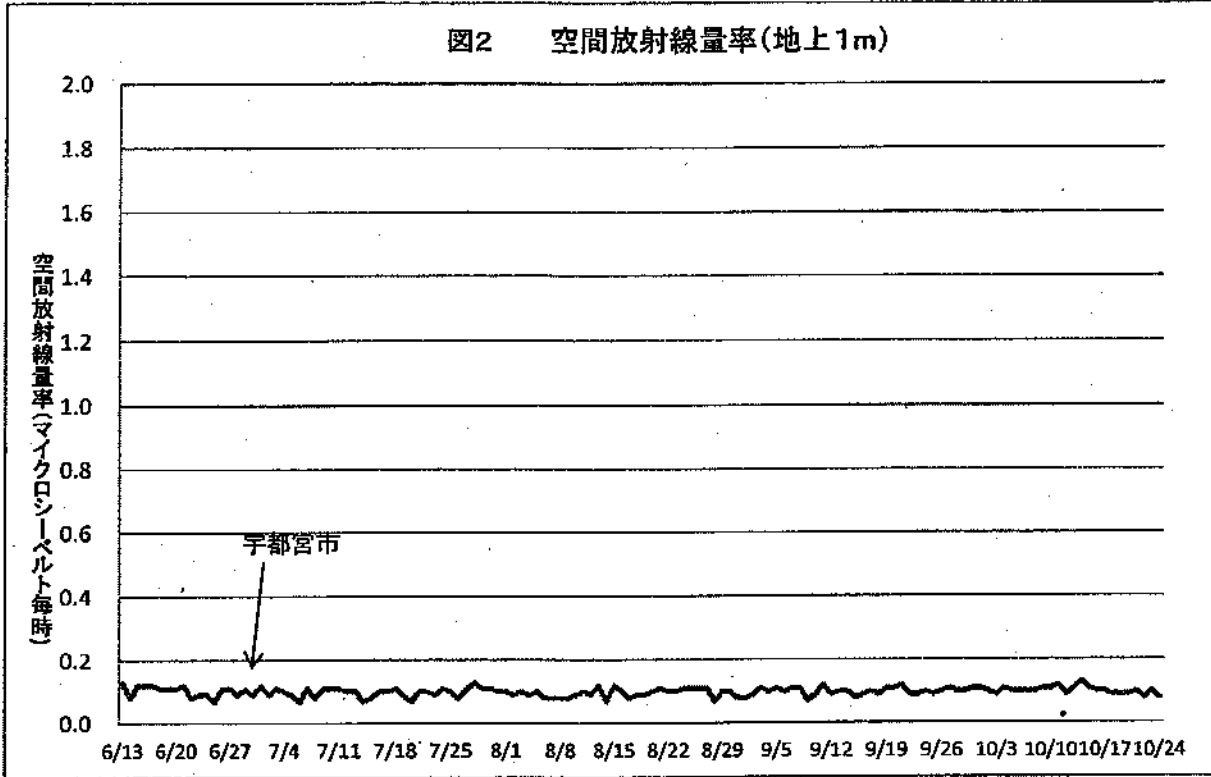
図1 空間放射線量率

(宇都宮市:保健センター、那須町:那須町立図書館、日光市:今市健康センター、真岡市:芳賀庁舎、小山市:小山庁舎、那珂川町:山陽センター、佐野市:安藤庁舎)



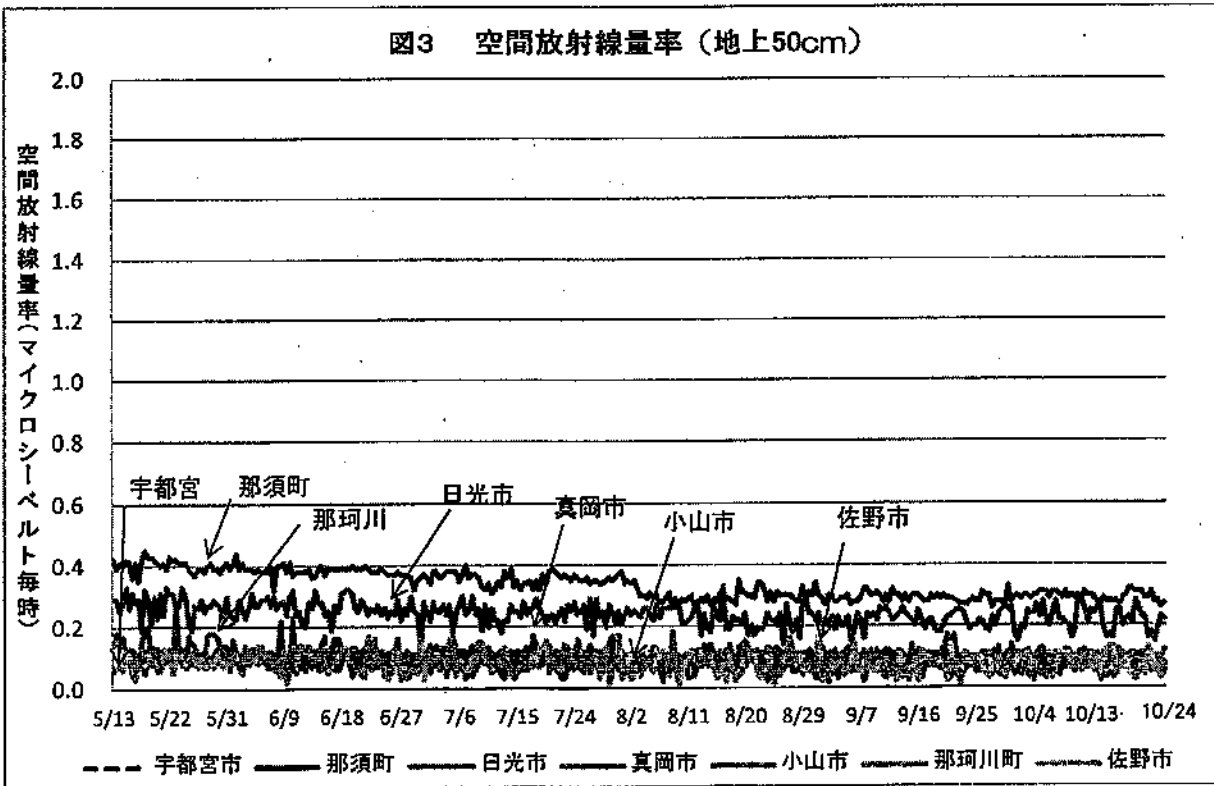
測定:平成23年6月13日～10月24日現在

図2 空間放射線量率(地上1m)



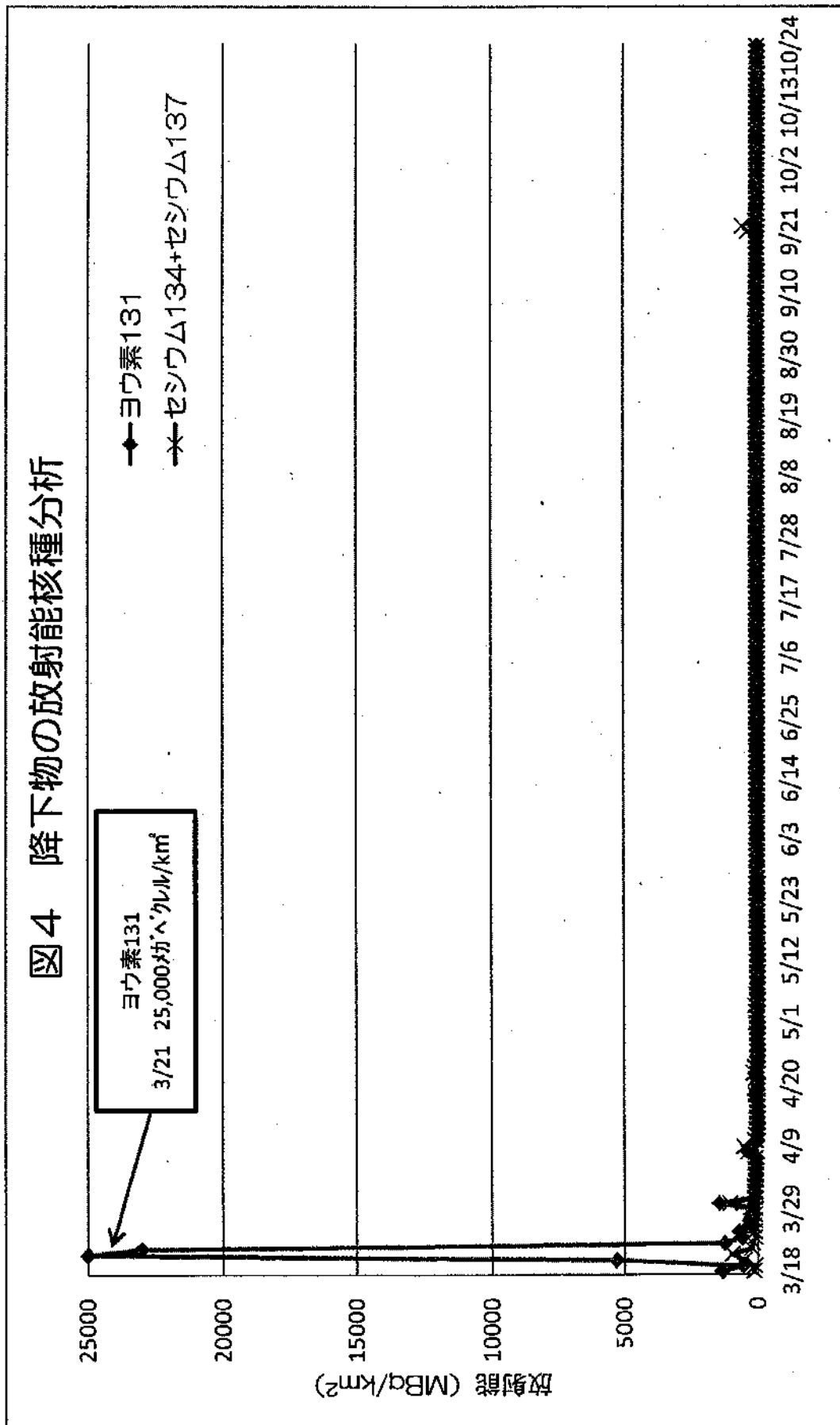
測定:平成23年5月13日～10月24日現在

図3 空間放射線量率(地上50cm)



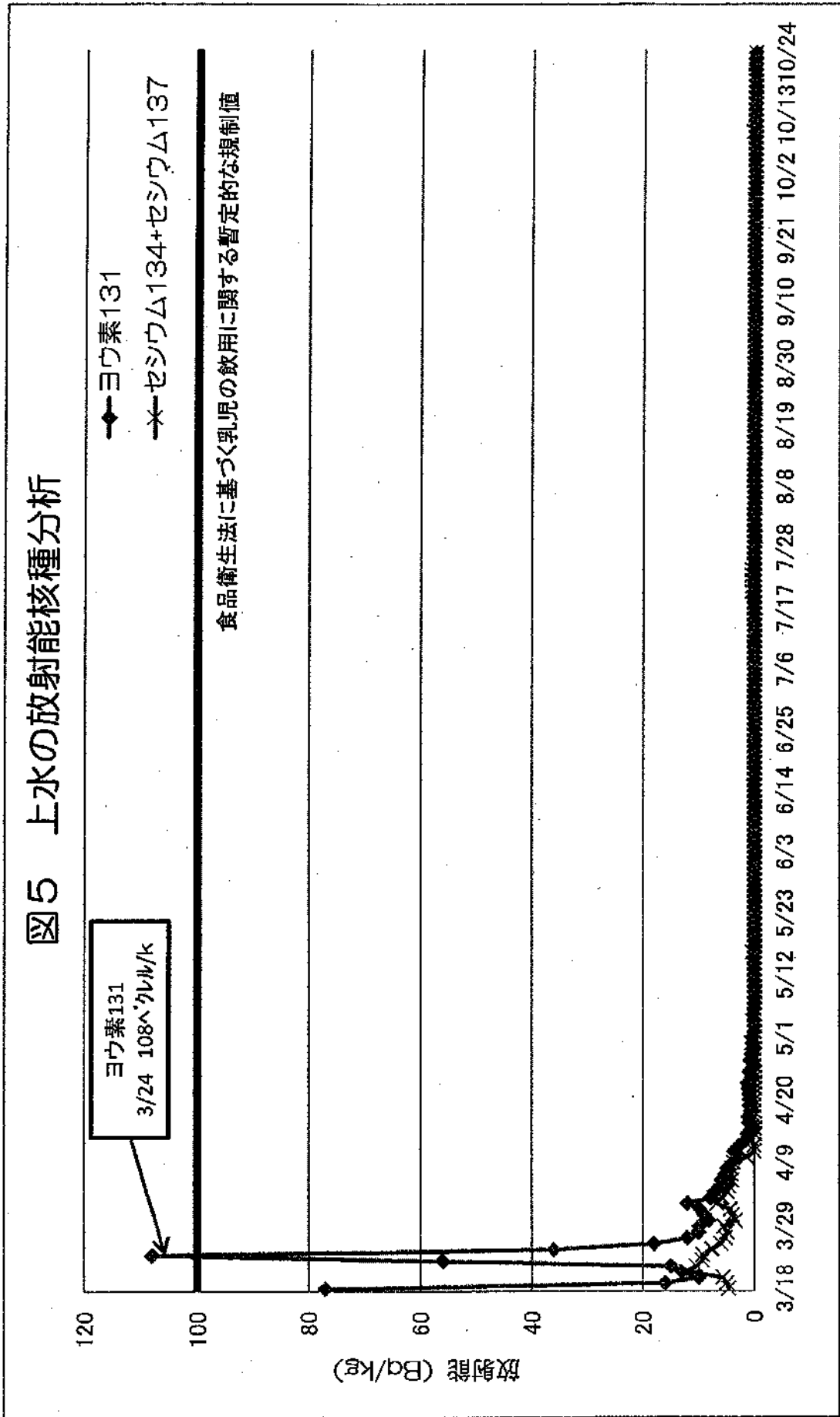
測定:平成23年3月18日～10月24日

図4 降下物の放射能核種分析



測定:平成23年3月18日～10月24日

図5 上水の放射能核種分析



## 県民への情報提供状況

環境森林部環境保全課

### ○福島第一原子力発電所事故発生以降実施した、県民への情報提供

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道
- ② ホームページへの掲載
- ③ 印刷物の発行、広報誌等への記載
- ④ 講演会等の開催
- ⑤ その他（ )

### ○情報提供の内容

#### ①・② 環境放射能水準調査結果

- ・モニタリングポスト及びサーベイメータによる空間放射線量率
- ・定時降下物
- ・上水（蛇口水）

#### 放射能に関する Q&A

#### ③ 県民だより vol.238 (2011年4月号)

- ・放射線の影響
- ・県内の放射線量
- ・生活する上での注意事項等

とちぎ Prefectural Newsletter of Tochigi  
VOL.238  
**県民だより**  
4  
2011  
5月

2面 平成23年度予算  
3面 県からのお知らせ  
4面 県政トピックス 文化情報 ほか

〒820-8501 宇都宮市南區1-1-20  
TEL 028-623-2192 FAX 028-623-2160  
ホームページ http://www.pref.tochigi.lg.jp/

毎月第1日曜日発行(次回は5/1発行)



# 広がる支援 元気をとちぎから

いまだかつてない大災害となった東北地方太平洋沖地震。県民の皆さん、お互い励まし合って、この難局を乗り切っていきましょう。

## 広がる善意の輪

震災後、被災地への支援に向けたボランティアや募金活動など多くの善意が広がっています。

県では、県内の市町と協力しながら、被災地(福島県等)から避難された方々向けの一時避難場所を設けました。各地の避難所では、地域の民たちが食事や飲み物を提供するなど心温まる輪が広がっています。

今、さまざまな面で皆さんの力が必用です。

## 世界最大級の地震に見舞われて

未曾有の大災害により、県内では4名の犠牲者、多くの負傷者、建物被害等が発生し、今なお約85名の県民の方が避難所で生活を余儀なくされております。心からお見舞いを申し上げます。

また、福島第一原子力発電所で発生した事故に伴って放射性物質の放出等もあり、県内の避難所37カ所にて、2,600名の県民避難所生活に合わせ、2,600名の方々が福島県等から避難されており、不便な生活を強いられています。

本県から、特に被害が甚大であった宇都宮市、宮城県、福島県へ警備・医療・消防など延べ2,200名の方々が支援活動を行っているところであり、今後も状況を見ながら活動を展開してまいります。右記数字は、5/3/28現在。

先日、福島県の方々が多く生活される避難所を訪問しました。取り戻れないものもあれば、持ち帰ってきたものも、いろいろな声や笑顔が聞こえてきました。これからは、被災者の皆さんが安心して暮らすためのサポートの提供、放射性物質の測定、公衆と迅速な対応、農作物等被害への支援など、災害からの一日も早い復旧と復興を目指し、全力で取り組んでまいります。地域住民やボランティアの皆様方の力もお借りしながら、県民一丸となってこの苦難を克服していきたく思いますので、ご協力をよろしくお願いたします。

栃木県庁 福田 富一

東北地方太平洋沖地震の被災者支援募金  
「とちまる募金」募箱(5/2(月)まで)

※振込先の名義: □口座番号  
ゆうちょ銀行  
栃木県災害対策本部事務局 00100-2-626

※足利銀行 県庁内支店  
栃木県災害対策本部事務局 普通預金3233711

※栃木銀行 本店  
栃木県災害対策本部事務局 普通預金1024404

※手数料については免除となる場合があります  
振込窓口でご確認ください  
栃木県災害対策本部事務局 募金推進チーム  
☎028-623-0613・0614

## よくある質問と回答

福島原発に係る対応については正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします

**Q1** 食品の放射性物質の基準はどうなっているの?  
A1. 食品衛生法で規制値を上回る食品については販売等が規制されています。  
暫定規制値 (野菜類) (牛乳・乳製品)  
・放射性セシウム 500Bq/kg 200Bq/kg  
・放射性ヨウ素 2,000Bq/kg 300Bq/kg  
※根菜、芋類を除く(放射性ヨウ素)

**Q2** 暫定規制値を超える放射性物質が検出された食品はどうなるの?  
A2. 3/25までの調査で栃木県産の「ほうれんそう」「かき菜」「ゆんぎく」から暫定規制値を超える放射性物質が検出されましたが出荷を自粛し市場に出回ることはありません。また、既に出荷されたものは回収を進めます。

**Q3** もし暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合どうなるの?  
A3. 栃木県産「ほうれんそう」のモニタリング調査で、最大5,700Bq/kgの放射性物質が検出されましたが、仮にこれを、1年間毎日15gずつ食べ続けたとしても、胃のX線集団検査1回分と同程度であり、ただちに健康に影響を及ぼすものではありません。

**Q4** 他の県産産物は大丈夫?  
A4. すべての県産物が暫定規制値を上回っているわけではないので冷静な対応をお願いします。モニタリング調査の検査結果が暫定規制値を上回れば、出荷自粛と自主回収を要請し、安全な産物以外は出荷しないことを徹底していきます。

放射線に関するお問い合わせ 県環境保全課 ☎028-623-3188

**Q1** 放射線はどのような影響をあたえるの?  
A1. 放射線を受けた量によっては健康に影響を及ぼすことがありますが、生涯に受ける量が10万マイクロシーベルト以下であれば、ただちに健康に影響を及ぼすことはありません。

**Q2** 県内の放射線の量はどれくらい?  
A2. 現在県では6カ所(宇都宮市、那須町、日光市、小山市、真岡市、那珂川町)で放射線の量を観測しています。現在の観測値は3/15に那須町で観測された1時間あたり1.75マイクロシーベルトが最大でしたが健康に影響を及ぼすことはありません。また観測値はその後低くなっています。\*県内での放射線の量の測定結果は、県ホームページで公表しています。

**Q3** 生活する上で注意することは?  
A3. 現在の県内の放射線量の測定結果では、生活に支障となることはありません。また、雨が降っても、健康に影響はありませんが、不安に思われる方は、雨傘に直接当たらないように心がければ、さらに安心です。このような措置をとらなければ健康に影響が出るという意味ではありません。安心をより確かなものにするための対応です。まずは、ラジオやテレビなどにより国等からの正しい情報入手し、適切に行動しましょう。

放射線の量と人体への影響  
人工放射線の例  
がん治療(治療目的の放射線)  
不妊・白濁(500μSv)  
高圧電線の下(50μSv)  
飛行機で東京-ニューヨーク間を往復した際に受ける宇宙線の量(20μSv)  
放射線検査  
胸X線検査(100μSv)  
全身に受けたと死亡(700μSv)  
吐き気、嘔吐(100μSv)  
生涯かけても健康に影響を及ぼさない範囲(10万μSv)  
一人当たりが通常受ける自然放射線(年間2,400μSv)

水道水に関するお問い合わせ 県生活衛生課 ☎028-623-3106

**Q1** 水道水の検査は行っているの?  
A1. 県と各市町で、県内複数カ所から採取した水について放射線影響調査を実施し、県のホームページで結果を公表しています。  
[参考]食品衛生法に基づく飲料水に関する暫定規制値  
・放射性ヨウ素300Bq/kg  
・放射性セシウム200Bq/kg  
\*放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える飲料水は、乳児の摂取を控えてください。

**Q2** 暫定規制値を超えた水道水が検出された場合は、飲んでも大丈夫ですか?  
A2. お住まいの水道水から暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合は、手洗いや入浴など生活用水としての利用は問題ありませんが、飲用することは避けてください。各市町では、給水率による給水やペットボトルの配布等を行います。